

中小企業あきた

- 1 取引力強化を目指した組合ホームページやパンフレットの作成等の取組をサポートしました！ 1
- 2 令和3年度税制改正(中小企業関係)について 3

- 景況レポート1月分 4
- 組合相談コーナー 6

- 話題の広場
中央会事業より 8
- 新設組合紹介 9
- インフォメーション 10



TOPICS 1 取引力強化を目指した組合ホームページやパンフレットの作成等の取組をサポートしました!

本会では、組合の共同事業の活性化や組合員の受注促進といった取引力強化を目的とし、組合員の事業・企業紹介等の組合ホームページやチラシの作成等に対して助成を行いました。ここでは、その取組の成果についてご紹介します。

観光客誘致に向けたホームページのリニューアル

～男鹿温泉郷協同組合～

男鹿温泉郷協同組合(山本貴紀理事長、組合員6名)では、観光客の誘致に向け、ホームページをリニューアルしました。

男鹿温泉郷の名物「石焼料理」と「なまはげ太鼓」等のプロモーション映像を編集し、ホームページに掲載した他、当組合が指定管理している男鹿温泉交流会館「五風」におけるイベント施設の空き状況を掲載、交通アクセス・ルート図等の改良、組合員ホームページとのリンクを更新しました。

今までは、チラシ等を観光客や関係機関に配布するオフラインでの販売促進が主でしたが、ホームページをリニューアルしたことでオンラインでも組合の事業活動をPRすることができるようになり、新たな販売促進が可能となりました。

組合では、このホームページを活用して観光資源及び男鹿温泉郷をPRすることにより、認知度の向上と県内外からの観光客の集客増を期待しており、

男鹿温泉交流会館「五風」への来場者の増加にもつなげていきたいとしています。

男鹿温泉郷協同組合ホームページ
<https://e-ogaonsen.com/>



【男鹿温泉郷協同組合のホームページ】

住宅リフォーム専門集団としてのPR強化

～協同組合安心リフォーム協議会～

協同組合安心リフォーム協議会(中村瑞樹理事長、組合員20名)では、安心して任せられる住宅リフォーム専門集団として、組合のPR強化を図るため、ホームページとリーフレットのリニューアルを行いました。

ホームページをスマートフォン端末からも閲覧できる仕様とし、リーフレットにはお客様の困りごとをサポートし解決につながるように、住宅リフォーム工事に関する施工例を掲載しました。

リーフレットとホームページを連動させた宣伝により、目に触れる機会を増やすことで、本組合の存在をより多くの人に伝えることができました。

組合では、これらのツールを活用し、住宅リフォームの潜在的ニーズを取り込み、新規受注の獲得に

つなげていく方針です。

協同組合安心リフォーム協議会ホームページ
<http://www.refokyou.jp/>



【安心リフォーム協議会のホームページ】

商店街のブランド化と誘客促進

大館市御成町二丁目商店街振興組合(木村幹人理事長、組合員38名)では、商店街ブランド化による誘客促進を目的に、ロゴマークを制作しました。

当商店街のコンセプトやキャッチコピーを策定した上でロゴマークを決定した後、チラシ・ポスターや店舗紹介パンフレットに掲載するとともに、商店街への集客を図るために、店舗や周辺地域へこれを配布し、「二丁目通りニッコリピースセール」でお披露目しました。

この取組により各個店の意識が高まっただけでなく、新規顧客の獲得により組合全体のモチベーションアップにつながりました。

商店街のコンセプトが確立されたことにより、今後は、商店街の認知度向上が期待されるとともに、来街者の増加につなげていくこととしています。

～大館市御成町二丁目商店街振興組合～



ニッコリピース
御成町二丁目通り
Onari-2nd St.

[ロゴマーク]



[店舗紹介パンフレット]

自社商品のPRに取り組み

秋田市で豆腐等を製造・販売している臨海食品協業組合(矢吹達夫理事長、組合員5名)では、自社商品を多くの消費者に知ってもらうためにホームページをリニューアルしました。

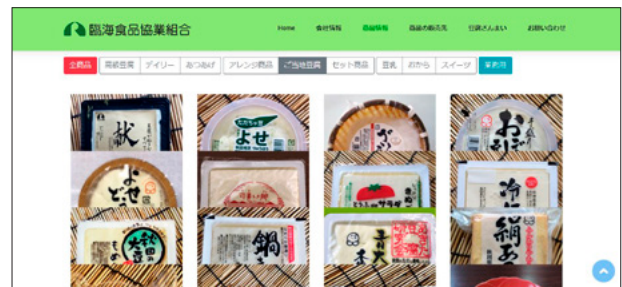
当組合の理念や組織概要、沿革の他、地域に密着した豆腐屋さんをモットーとしている矢吹理事長のメッセージを掲載しました。

また、商品情報のページでは、種類ごとに商品が見られるようになっており、商品の写真をクリックすると商品の解説やおすすめポイントなどが紹介されています。別のページではこれらの商品を購入できるお店を紹介している他、お得な詰め合わせ「豆腐さんまい」のページも設けています。

～臨海食品協業組合～

組合では、今回リニューアルしたホームページを活用して、地域に無くてはならない豆腐屋を目指して、質の高い豆腐を作り、消費者に提供していくこととしています。

臨海食品協業組合ホームページ
<https://www.rinkai-foods.com/>



[商品紹介のページ]

新規利用者の獲得に向けたホームページの作成

由利本荘市でデイサービスをはじめとした介護事業を展開している企業組合ほっと(松本慶一理事長、組合員13名)では、組合が実施する介護事業を広く知ってもらうため、新たに組合のホームページを作成しました。

通所介護(デイサービス)、居宅介護支援、訪問介護美容の3つの事業について、サービスの内容を案内するとともに、施設のフロア図と各部屋の写真を掲載しました。

また、Facebookページ等とリンクさせることにより情報発信力を高めています。

組合では、今回作成したホームページ等の情報発信ツールを活用して、今後介護事業の利用を考えている人の目にとまるようPRし、新規利用者の獲得につなげていくこととしています。

～企業組合ほっと～

企業組合ほっとホームページ
<https://www.hot-akita.com/>



[企業組合ほっとのホームページ]

※この補助事業は、来年度も実施する予定となっておりますので、ホームページ等の作成希望がございましたら、本会事業振興部もしくは最寄りの各支所へご連絡下さい。

令和2年12月21日に閣議決定された「令和3年度税制改正の大綱の概要」の中から、中小企業等に関する税制措置についてご紹介します。詳細な内容については、経済産業省ホームページ内の令和3年度税制改正特集ページ(https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_k/index.html)をご覧ください。

(1) 中小企業の経営資源の集約化(M&A)に資する税制の創設

新設

- 経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、①設備投資減税、②雇用確保を促す税制、③準備金の積立を認める措置を創設する。
 - M&Aの効果を高める設備投資減税
投資額の**10%を税額控除**又は**全額即時償却**。
 - 雇用確保を促す税制
M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等支給総額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等支給総額の増加額の25%を税額控除**。
 - 準備金の積立(リスクの軽減)
M&A実施後に発生し得るリスク(簿外債務等)に備えるため、据置期間付(5年間)の準備金を措置。M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入**。

(2) 様々な中小企業の設備投資支援を強化

延長

- 中小企業の生産性向上や、DXに資する設備投資を後押しすべく、中小企業経営強化税制を2年間延長(10%の税額控除等)するとともに、**中小企業投資促進税制を商業・サービス業・農林水産業活性化税制と統合した上で2年間延長(7%の税額控除等)する。** **令和4年度末まで延長**
- 地域経済を牽引する企業向けの地域未来投資促進税制(5%の税額控除等)に、新たに**サプライチェーン強靱化の類型を追加し、2年間延長する。** **令和4年度末まで延長**
- 激甚化する災害や感染症の事前対策に資する**中小企業防災・減災投資促進税制(特別償却 20%)の対象設備を追加し、2年間延長する(停電時の電力供給装置、重要設備のかさ上げに用いる架台、サーモグラフィ)。** **令和4年度末まで延長**

(3) 中小企業の経営基盤強化、雇用者の所得拡大を支援

見直し・延長

- 中小企業軽減税率(所得800万円まで、法人税を19%から15%に軽減)を2年間延長する。 **令和4年度末まで延長**
- 所得拡大促進税制について、企業全体の給与等支給総額を増加させた場合(前年度比1.5%以上)、**その増加額の15%を税額控除(2.5%以上増加等で、さらに10%上乘せ)する制度とした上で、2年間延長する。** **見直し、令和4年度末まで延長**

(4) 土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置

延長

- 土地の固定資産税について、現行の負担調整措置等を3年間延長するとともに、令和3年度は、評価替えを行った結果として、**課税額が上昇する全ての土地について、令和2年度の税額に据え置く措置を講ずる。** **令和5年度末まで延長**

景況レポート

(1月分・情報連絡員60名)

緊急事態宣言の発出、大雪や暴風等の影響により景況DI値はやや悪化

【概況(全体)】

1月分の県内景況は、前年同月と比較して景況が「好転」したとする向きが3.3%(前回調査1.7%)、「悪化」が68.3%(同64.4%)で、業界全体のDI値は-65.0となり、前月調査と比較し2.3ポイント下回った。

全国及び東北・北海道ブロックもやや悪化した。新型コロナウイルス拡大の影響により、各種GoToキャンペーン事業が中断されたことに加え、大都市圏を中心に緊急事態宣言が再発出され、発出地域に加え、それ以外の地域においても生産活動や消費活動が停滞することになり、幅広い業種で影響を受けている。

【業界別の状況】

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発出の影響を受け、製造業では、受注の減少により工場稼働率が低下し、非製造業では、売上が減少した業種が多かった。

また、大雪や暴風による影響が様々な業種に広がり、売上や受注が減少した業種の他、増加した業種もみられるなど、業種や業界によって、景況判断が分かれる結果となった。

<全国及び東北・北海道ブロックとの景況DI値の比較>

	秋田県	全国	東北・北海道
全体	-65.0	-58.0	-57.5
製造業	-79.2	-60.9	-59.8
非製造業	-55.5	-55.7	-56.2

<景況天気図>

項目	業界の景況	売上高	収益状況	販売価格	取引条件	資金繰り	雇用人員
製造業							
非製造業							

【凡例】

	快晴		晴れ		曇り		雨		雷雨
	30以上		10以上 30未満		△10以上 10未満		△30超 △10未満		△30以下

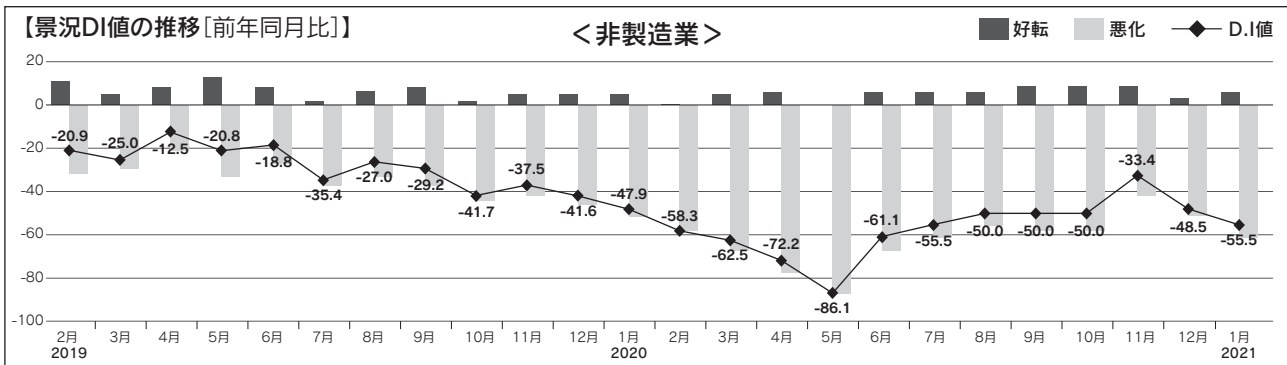
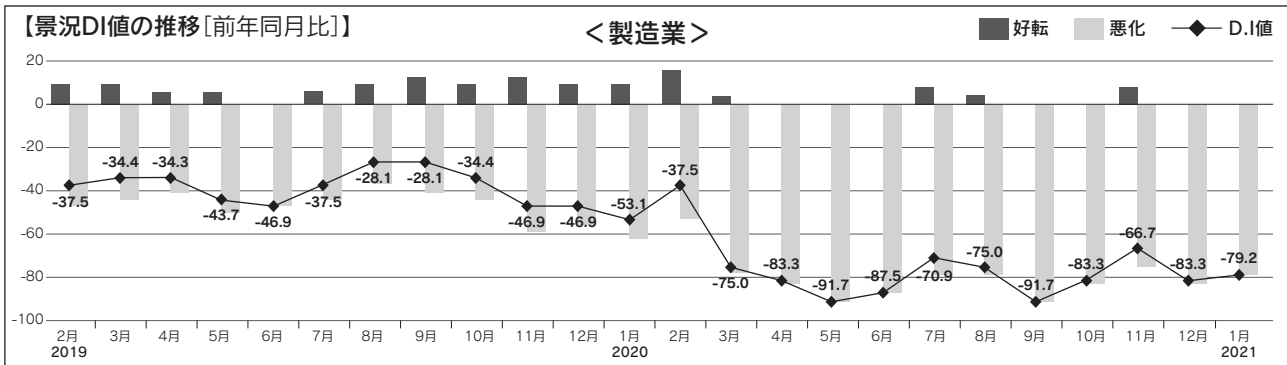
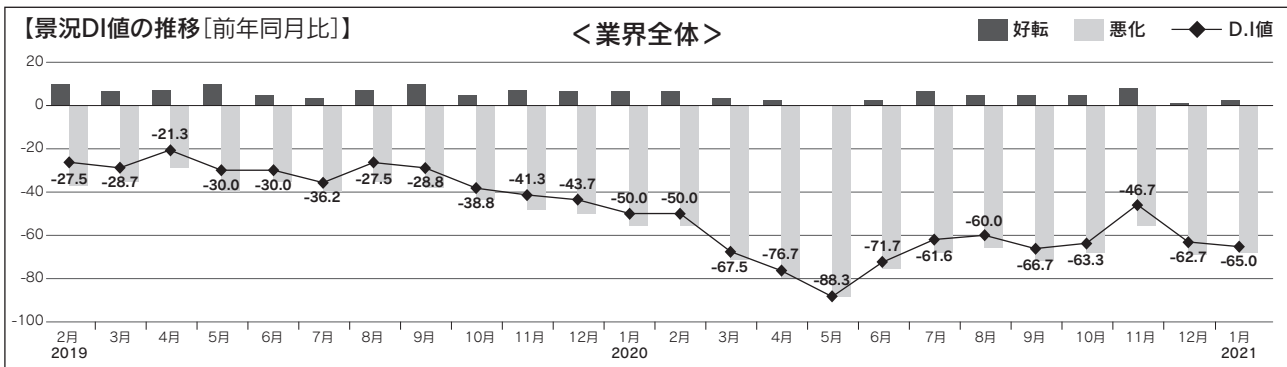
【天気図の見方】
前年同月比のDI値をもとに作成しています。

※DI値とは、Diffusion Index(ディフュージョン・インデックス)の略で、増加(好転)したとする企業割合から、減少(悪化)したとする企業割合を差し引いた値です。

【業界の声】 ~製造業~

(回答数：24名 回答率：100%)

食料品 (豆腐)	緊急事態宣言の影響が地方にも波及したため、飲食店や宴会場からの受注が激減し、売上が10%以上減少した。中国の穀物需要が増えたため、アメリカやカナダの大豆が高騰し、原価に反映されたものの、大手メーカーでは値上げの動きが全くないため、中小企業も値上げできず、経営環境は厳しい。
食料品 (パン)	大雪や台風並みの暴風により、広範囲で停電が発生した影響でパンが売れ、スーパーやコンビニでは品切れ状態となったものの、売上は前年同月並みとなった。
食料品 (精穀・製粉)	帰省客の少ない年末年始であったため、おみやげ品向けの原料は動きが鈍かった。また、首都圏等への緊急事態宣言の発出後、全体的に低調となった。
繊維工業 (繊維)	新型コロナウイルス陽性者が増えたことによる緊急事態宣言が首都圏で発令され、アパレル業者が苦境に立たされる中、組合員企業においてもアパレル業者からの受注量が激減したが、厚生労働省からの依頼で医療用ガウンを製造し、かろうじて生産ラインを稼働させている状況である。ただし、価格は公募により値崩れしており、採算が取れない状況にある。(中央地区)
木材・木製品 (一般製材)	製品販売高は前年同月比で10.7%減少し、新型コロナウイルスの感染拡大が要因と思われる。1月は冷え込みが厳しく、原木(丸太)が凍結し製品の生産量も減少している。3月の注文に対応するため、2月は増産を計画しているが原木在庫が恒常的に不足しており、2~3月の入荷状況が心配な状況である。
窯業・土石製品 (生コンクリート)	出荷数量は前年同月比77.9%、4月~1月累計で93.8%となった。特に県南部で大雪の影響から前年同月比42.1%と大幅な減となった。今月は組合員企業が集約され、2社減少した。来年度の出荷数量については、各地区から提示された予測数量を基に612,000㎡と想定した。
鉄鋼・金属 (鉄鋼)	新型コロナウイルスの影響と、例年の冬物の工事不足とが重なり、全く先が見えない状況が続いている。多少の差はあると思われるが、業界全体が最悪の状況に移行しつつあると考えられる。
一般機器 (金属加工)	受注面では、一部を除き、大半が前年同月を下回っており、雇用調整助成金を受けているところが多い。納期単価が厳しい状況は変わらない。
その他の製造業 (漆器)	1月は、大雪等が影響し、工芸館の来客数と売上高の減少は開館以来の厳しい数字となった。湯沢市の支援事業では、市内への観光客に特産品の中からプレゼントする企画があり、川連漆器も取り扱いがあるので、顧客の新規開拓を期待している。



【業界の声】 ~非製造業~

(回答数：36名 回答率：100%)

卸売業 (青果)	前年同月比105.9%で推移した。1月は、例年にない積雪や強風の発生等悪天候の影響が大きく、顧客の購買力低下による売上の低迷が予想されたが、悪天候の合間にまとめ買いするなど購買意識が高まり、結果的には前年を上回る実績となった。コロナ禍により、ホテル・結婚式場・一般飲食店等への売上低迷は依然として続いているが、逆に自宅での食事の増加により、量販店では売上の維持・増加につながった。
小売業 (みやげ品)	前年同月は冬にもかかわらず、1日平均売上は10万円以上であったが、今月は毎日売上が0の状態である。
小売業 (電機)	前年同月比124.5%と好調であった。特に売れたのは、エアコン、エコキュート、テレビ、空気清浄機等であった。1月7~8日の暴風による停電で給湯器の凍結等が発生したことも一因と思われる。大雪によるアンテナの倒伏が各地で発生し、立て直し工事が数多くあった。
商店街	生花販売と食料品販売は1割減、家電販売は微増、酒類販売は2割減、身の回り品販売は大雪の影響による雪べら等の在庫販売により1割増となった。(秋田市) 厳しい状況は変わらない。進級・入学シーズンを迎え、関連業種は動きが出始めている。(大館市)
サービス業 (旅行)	1月分は、取扱全種で0となった。GoToトラベル中止と県内での感染の発生が増加し旅行意欲を減退させている。また、中小業者が得意とする職場旅行が支援対象外のため苦戦している。
サービス業 (タクシー)	全県の運行回数(対前年同月比)は73.4%、運送収入(同)は71.6%となった。大雪によりJRやバスが運休したため、一部地域ではタクシー需要につながったが、首都圏との往来や病院でのクラスター発生により人の流れが少なく、厳しい状況は続いている。また、雇用調整助成金を利用して他、夜間営業の時間短縮や休業により稼働車両が減少している。
建設業 (電気工事)	受注件数はここ数年に比べ、格段に落ち込んでいるほか、豪雪により工期が遅れている。(県南地区)
運輸業 (トラック)	1月は年末年始休暇や大雪の影響もあり、荷動きは良くなかった。例年良くない月ではあるが、大雪のため交通状況が悪く、効率も悪かったようである。前月比では売上、収益ともに減少しており、前年同月比でも減少している。燃料価格は大幅に値上がりしており、ここ数ヶ月の燃料価格の値上がり、収益状況悪化の要因と思われる。2月も引き続き値上がりが見込まれている。(県南地区)

組合相談コーナー 総(代)会の開催について

【総(代)会の開催について】

【Q】 感染拡大防止による外出自粛要請を受けたが、通常総(代)会の開催についてどのように対応したらよいか。

【A】 中小企業組合の通常総(代)会は中協法第46条(総会の招集)により規定され、法律上必置の意思決定機関であり、不要不急の行為には該当しないため、感染拡大防止への対策をとりながら開催する必要があります。総(代)会の開催を中止することはできません。

(総会の招集)

第46条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならない。

なお、定款で、書面、電磁的方法又は代理人をもって議決権を行使できる旨を規定している組合においては、これらを活用して開催することにより、当日会場に参集する本人出席者数を少なくすることが可能になります。

このように、本人出席者を最小限とした形での会議体としての総(代)会を開催したいと考えた場合には、招集通知で議案を示すとともに、決算関係書類及び事業報告書等を提供(法律で提供が義務づけられています)し、さらに、書面での議決権行使や代理人による議決権行使のため、書面議決書や委任状を同封して、返送してもらう必要があります。

〈留意事項〉

- 総(代)会開催場所への本人出席が必要と思われる方は以下のとおりです。
 - ・ 議長(総(代)会内で、出席した組合員(総代)から選出してください)
 - ・ 組合役員(総(代)会での議案質問に対する説明義務があります。議事録作成を担当する理事も必要です。)
 - ・ 委任を受ける対象者(受任可能数や対象者の範囲は定款を確認してください。受任者がいない委任状は無効となります。議長への委任不可。)
 - ・ 役員選出を伴う場合は選挙行為を管理する者(投票の立会人や指名推選を想定する場合の選考委員2名以上)
- 議事では定足数を満たすことが必要です。総(代)会は、適法な招集手続を経たうえで、出席した組合員(総代)(議長を除く)が議案ごとに定足数を満たさなければなりません。これは、総(代)会の議決が有効になされるための前提条件となります。

(総会の議事)

第52条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 議長は、総会において選任する。
- 3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。
- 4 総会においては、第49条第1項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款に別段の定めがある場合及び同条第3項に規定する場合は、この限りでない。

また、総(代)会の定足数は、特別議決(定款変更等)を要する事項については総組合員(総代)の半数以上の出席が必要であると法律に規定されています。しかし、その他の議決事項(事業報告書及び決算書の承認、事業計画・収支予算案や賦課金徴収に関する議案等)については法律に特別の定めはありませんが、定款に定めている組合が多く、定款記載の定足数に達しているかを確認する必要があります。

- 議長は、総(代)会の議決に加わることができませんが、普通議決事項(事業報告書及び決算書の承認、事業計画・収支予算案や賦課金徴収に関する議案等)について可否同数の場合は「議長の決するところによる」とされており、議決権の行使ができない代わりに、特別に議長に可否の決定権が与えられています。

なお、他の組合員の代理人となって議決権を行使することもできないため、総会において委任状の相手が議長に選任された場合、その議決権は無効になります。

- 代表理事への委任状については、代表理事に委任したい組合員が定款記載の委任可能人数を超えた場合や代表理事が議長に選任された場合の議決権は無効になります。

《参考》 現実の会議体としての開催の必要性

中協法上、総(代)会は、「当然に日時及び場所を示すべき」とされています。

また、会社法には第319条(株主総会の決議の省略)の規定があり、書面のみでの株主総会決議が認められています(いわゆる「みなし決議」)が、中協法及び中団法では、人的結合体であるという観点から当該規定が導入されなかったため、会議の目的である事項を示した上で招集し、実際に開催することが必要となります。そのため、総(代)会について、現実の会議体を置かず、書面のみでの実施や当該場所に存しない出席方法のみでの実施をすることはできません。

《参考》 総(代)会をテレビ会議等で開催することは可能か。

前述のとおり、書面一括法による中協法改正では、理事会と同様、総(代)会についてもテレビ会議方式のみで開催することは盛り込まれませんでした。他方、理事会をテレビ会議方式のみで実施することは中小企業庁の通達によって可能となっていますが、総(代)会を現実の会議体を置かずテレビ会議方式のみで実施することはできないと解されていますので、総(代)会への一部の出席方法としてテレビ会議方式を活用することが適切と思われる。

その場合の総(代)会の開催場所は議長が存する場所が相当し、テレビ会議方式での出席者は「当該場所に存しない出席方法」に該当することになりますので、それぞれについて議事録に記載してください。

【役員選出を伴う総(代)会の開催について】

[Q] 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、通常総(代)会を少人数の本人出席により開催する場合の役員選出はどのように対応したらよいか。

[A] 役員選出を伴う通常総(代)会を少人数の本人出席により開催する場合、役員選挙においては、定足数に相当する定めはないため、本人出席者及び委任状出席者だけの選挙権の行使によって成立させることも可能です。

一方、組合員は中協法第11条第2項により、書面による選挙権の行使(以下「書面投票」)をすることができることとされ、書面投票者も総会の出席者に含まれます(同条第4項)。したがって、書面投票の方法は、中協法第35条第8項で求められる無記名性が担保されているよう投票方法を工夫すれば実施は可能となります。

例えば、次のような方法であれば、書面投票済みの者の管理と無記名投票の担保の両立が可能であり、書面投票の方法により役員を選出が可能となるものと考えます(選任制(中協法第35条第13項)を採用する組合を除く)。

(事例 ～書面により議決権とともに選挙権を行使する方法～)

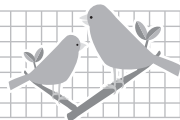
○内封筒と外封筒の2種類の封筒を利用し、外封筒には組合員の氏名等を記入する欄を設け、内封筒は無記名を徹底させることを前提に、「議決権行使書」と役員選出のための「投票用紙」を別々にした段階で誰が書面投票済みであるのかが分かるようにします(議決権行使書は、議決権行使状況の集計作業のため別々にまとめる必要があります)。

○無記名の内封筒に投票用紙を入れて封をし、これを更に投票者の名前が記載された外封筒に入れて管理します(外封筒のみ開封し、内封筒を混ぜ合わせるにより投票者が特定できなくなります)。このことにより、無記名投票を担保することが可能となると考えます。

〈留意事項〉

- 選任制を採用する組合では、総会出席者のうち3分の2の同意により他の投票方法(起立や挙手など)が認められない場合、無記名投票を行うこととなりますので、書面による議決権を行使する場合には、二重封筒など上記のような工夫が必要と考えます。

この他、ご不明な点がございましたら、本会までお問い合わせください。



中央会事業より

組合決算期管理業務セミナーを開催

会員組合の多くが3月に決算期を迎えることから、適正な会計監査を行うためのポイントと年度末における事務手続について学んでいただくことを目的に大館会場(1月28日)と横手会場(2月3日)において、組合決算期管理業務セミナーを開催し、会員組合の役職員等延べ26名が参加しました。

講師を務めた税理士法人RINGSの三浦昌貴税理士からは監査の目的、監事の義務・役割・責任や会計監査の手順、方法、留意点の他、不正が起こりにくい内部牽制の仕組みについて解説がなされました。

また、本会職員より年度末事務手続きの流れの他、議事録作成の要領や各種提出書類の作成の流れについても併せて説明を行いました。

今回は新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対する支援施策や補助金・助成金に係る税務上の取扱いについても説明が行われました。

三浦税理士は、「組合における会計監査は、適正な内部牽制の仕組みを構築し、その仕組みどおりに内部牽制が機能しているかをチェックすることが重要であり、監査の実施にあたって、監事は組合の実情や業務内容を把握している必要がある。特に、定款には利益処分の方法などが記されているため、理解しておく必要がある。」と解説しました。



[三浦税理士]

なお、会計監査については、公表された財務諸表の真実性の他、会計手続の適正化も監査の対象となるので、取引(仕訳)→仕訳帳(転記)→元帳→試算表作成といった一連の流れが適正に行われているかについてもチェックする必要があります。その手法やポイントについては以下のとおりです。

【監査の手法とポイント】

■会計監査チェックシートから実態に即したチェックリストを準備する

- (1)一般監査技術：①証憑突合せ②伝票突合せ③帳簿突合せ④勘定突合せ⑤計算突合せ⑥通査
(2)個別監査技術：①実査②立会③確認④質問⑤勘定分析⑥比較⑦比率分析

■次の場合は財務状況が危険である可能性が高い

- ①キャッシュフローが3期連続でマイナスである ②債務超過である(自己資本がマイナスの場合)
③自己資本比率が10%以下である ④流動比率が100%以下である

■安定した財務基盤を築くには安全性を示す指標を以下の状態にすることが目標

- 自己資本比率30%以上、借入金の支払能力を示す流動比率であれば150%以上を目指す

共同事業の広域化について学ぶ

組合活力向上事業 ～秋田県生コンクリート工業組合～

1月20日(水)、秋田市の秋田キャッスルホテルにおいて、秋田県生コンクリート工業組合(村岡兼幸理事長、組合員30名)の第2回組合活力向上事業が開催され、組合員など22名が出席しました。

生コンクリート製造業界では、供給過剰等による値崩れを防ぐため、事業協同組合を組織して共同受注・販売を行うことが一般的ですが、一方で組合に加入せずに受注する業者も存在しており、競争による販売価格の下落により、各社の経営を圧迫しています。

そこで、共同受注・販売体制の広域化により販売価格の引き上げに成功した事例を学ぶため、本研修会を開催しました。

講師には、昨年3月に愛知県東部・東三河地域の2つの組合が合併して新たに発足した東愛知生コンクリート協同組合理事長新木正明氏を迎え、工場集約の事例や広域化の過程についてオンラインで説明が行われました。

新木氏は、組合の広域化以前にも体制強化のために製造工場の集約化に3度取り組んでおり、「3回にわたる工場集約ができたのは、相互扶助・共存共栄の精神で組合が主導したことが大きい。」と述べました。

また、広域化については、合併に関する打診や条件交渉など組合同士の連携の良さと冷静な判断が実現できた要因となりました。

組合では、今後も適正な生コン単価の実現と製造体制の見直しにつなげるための支援を行っていくこととしています。



[研修会の様子]

コンテナ苗について学ぶ 組合活力向上事業 ～秋田県山林種苗協同組合～

2月4日(木)、秋田市の「秋田温泉さとみコンベンションホール」において、秋田県山林種苗協同組合(田村政則理事長、組合員23名)の組合活力向上事業が開催され、60名が出席しました。

当組合は、山林を形成する樹木の基となる苗木の生産業者による組織であり、業界では近年、国による再造林の推進に伴い、スギ苗木の需要が急激に高まっており、苗木の生産性向上が課題となっています。

そこで、コンテナ苗による苗木生産の高度化・効率化等について学び、生産性の向上につなげるために本研修会を開催しました。

講師には、国立研究開発法人森林研究・整備機構フェローで農学博士の中村松三氏を迎え、再造林コストを削減するためのコンテナ苗の活用と一貫作業システムについて説明がなされました。

中村氏は、「コンテナ苗のメリットは、広い畑が

不要で、除草の手間が少なく、育苗時間が短いなど作業効率が高いことである。小型で軽量かつ形状も均一であり、山に持ち運びしやすく、低コスト化には欠かせない技術である。」と述べました。

講演後には、関係者を交えたパネルディスカッションが行われ、業者に要求される苗木の品質・規格のニーズ等について意見交換を行いました。

組合では、組合員の生産性向上や省力化を図るため、メリットが多いコンテナ苗の普及を推進していくこととしています。



【研修会の様子】

オンラインツールの活用について学ぶ

全国中央会受託専門家派遣事業 ～能代山本繊維協同組合～

能代山本地区の縫製業者で組織されている能代山本繊維協同組合(光田悠紀男理事長、組合員10名)は、外国人技能実習生の受入を積極的に進めています。

しかし、コロナ禍の影響により受入予定の実習生との面接や、関係機関との打ち合わせ等が予定通り実施できないことが多く、事業活動に影響が出ています。

そこで、組合ではWebの活用により現状を打開しようと、1月21日(木)、能代市中央公民館を会場にWebシステムを活用した面接や会議に関する講習会を開催しました。

講師には、合同会社あきたこまちネット代表社員本田正博氏を招き、IT導入による業務改善の全体像についての説明がなされた後、オンライン会

議ツール「ZOOM」のセットアップから運用までの一連の操作等についての研修が行われました。

参加者からは「わかりやすい説明だった。社内で使ってみたい。」といった感想が聞かれ、組合では日常の打ち合わせ会議をオンラインに変えることで試験的に運用を開始した後、外国人技能実習生の受入業務全般においてWebを導入することとしています。



【専門家による指導の様子】

新設組合紹介

SSA協同組合 ～人材育成を通じた国際貢献と外国人技能実習生受入事業の実施～



工藤理事長

【組合紹介・PR】

本県では、人口減少や少子高齢化が進行し、労働力人口が減少していることにより、人材不足となっており、これまで培われてきた技能・知識を将来まで持続することが困難になりつつあります。

こうした中、地方の中小企業が生き残るために、成長著しい東南アジア諸国との国際交流を通じた地域経済の発展に活路を見出し、企業単独では困難な交流事業を異業種企業の連携により実現することで地域経済の活性化を図る必要があります。

そこで、こうした取組を企業が連携することで互いに補うべく、この度、事業協同組合を設立しました。

当組合では、経費削減と購入品の規格・品質の均一化を図る共同購買事業や、人材育成を通じた技能、技術又は知識の移転による国際貢献を軸とした外国人技能実習生共同受入事業の他、教育情報提供事業等の実施により、送り出し国と当該地域の経済発展・産業振興の架け橋となり、組合員企業のグローバル化と地位の向上を図っていきたくと考えております。どうぞ、宜しくお願い申し上げます。

- 所在地 秋田市千秋左留町5番1号
- 代表理事 工藤勝也
- 出資金 5,000,000円
- 組合員数 4名
- 主な事業 共同購買事業
外国人技能実習生受入事業
- 成立年月日 令和3年2月1日

令和3年4月1日より、税込価格の表示(総額表示)が必要になります (財務省)

平成16年より消費税法において、事業者が消費者に対してあらかじめ価格を表示する場合には、税込価格を表示することが義務付けられています。

この総額表示義務については、平成26年4月1日及び令和元年10月1日の二度の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者による値札の貼り替え等の事務負担に配慮する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」により特例が設けられ、平成25年10月1日から令和3年3月31日までの間、一定の要件の下、税込価格を表示することを要しないこととされています。

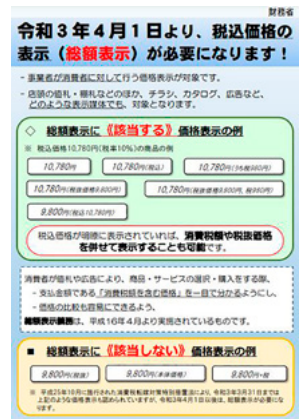
しかし、この特例が失効する令和3年4月1日以降においては、消費者に対して価格を表示する場合には、税込価格を表示することが必要となります。

○事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。

○店頭で値札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような媒体でも、対象となります。

○税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

※詳しい内容については、財務省HPの「消費税の総額表示義務と転嫁対策に関する資料」ページをご覧ください。



[周知チラシ]

4月から36協定届等の様式が新しくなります (厚生労働省)

厚生労働省では、労働基準法等に基づく届出・申請等について、行政手続における押印原則の見直しを含む労働基準法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、4月1日に施行される予定となっています。

大きなポイントとしては、次のとおりです。

- 36協定届や就業規則届など労働基準法や最低賃金法に基づく全ての届出等における押印や署名が不要となります。
- 36協定届など労使協定・決議を必要とする届出について協定当事者の適格性に関するチェックボックスを新設しました。

○新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、電子申請の積極的な利用をお願いします。

※詳しい内容につきましては厚生労働省HPをご覧ください。下記ワードで検索してください。

- ・36協定届様式のダウンロード
→「労働基準関係主要様式」で検索
- ・そのまま出せる36協定届を作成
→「スタートアップ労働条件」で検索
- ・36協定届の電子申請
→「労基法等 電子」で検索

経営安定資金(危機対策枠)について (秋田県)

秋田県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りが逼迫している中小企業者の皆様の資金繰りを支援します。

- 実施期間：令和3年3月31日まで
- 融資限度額：4千万円→6千万円 (令和3年1月27日～)
- 融資対象者
次の要件を満たす中小企業者
・原則として、最近1カ月間の売上高等とその後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同月比で5%以上減少することが見込まれること等。
※5%以上の場合はSN5号、15%以上の場合は危機関連保証、20%以上の場合はSN4号の市町村認定が必要となります。

- 資金使途
運転及び設備資金
- 貸付期間(据置期間)
10年以内(5年以内)
- 利率(年)
0.00%(当初3年間は下記金利相当分を事後にキャッシュバックすることで実質無利子)
※4年目以降、危機関連保証・SN4号は1.15%、SN5号は1.35%
- 保証料
0.00%
- 申込先
取扱金融機関へ直接申し込んでください。

【お問い合わせ先】
秋田県 産業労働部 産業政策課
TEL：018-860-2215

官公需適格組合

『カデル』

秋田管工事業協同組合

理事長 太田 博之
副理事長 谷 藤 健二
" 佐 藤 弘 康

秋田市山王臨海町3番18号

☎018(862)6161/FAX 018(824)5685

『我慢そして飛躍』

見えないけれど支えている
高度な鐵構技術で建設業界の未来に貢献する
それが“CHIYODA VISION”(チヨダ ヴィジョン)です

千代田興業株式会社

代表取締役社長 藤澤 正義

本社・工場：秋田市川尻町字大川反 170-49

TEL 018(864)6200(代)

建設事業部：秋田市川尻町字大川反 170-19

TEL 018(888)3666

URL : <http://www.k-chiyoda.jp>

株式会社

八幡平貨物



一般区域貨物自動車運送
原木・木材の伐出及び仕入・販売

秋田県鹿角市八幡平字谷内下毛平 116-12

TEL 0186-34-2011

FAX 0186-34-2013

For Earth, For Life
Kubota

Hello, my Smile

陽菜 Smile
ハルナ



詳しい製品情報はこちらのQRコードから!

株式会社 秋田クボタ

〒011-0901 秋田市寺内字神屋敷295-38

Tel : 018-845-2121 Fax : 018-845-8600

おかげさまで20周年を迎えることができました。
今後ともご愛顧のほどよろしくお願いいたします。



保険&リース

北日本ベストサポート

【本店営業部】

〒010-0967 秋田県秋田市高陽幸町8番17号

TEL:018-883-1888/FAX:018-883-1822

【県南営業部】

〒014-0047 秋田県大仙市大曲須和町1丁目4番地57号

TEL:0187-66-3622/FAX:0187-88-8133

【能代東支店】

〒016-0122 秋田県能代市扇田字東扇田165-2

TEL:0185-58-2116/FAX:0185-58-2663

【酒田支店】

〒999-8438 山形県飽海郡遊佐町比子字白木23-362

TEL:0234-75-3370/FAX:0234-75-3376

[URL] <http://www.knbs.jp>

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

01.

全国ネットワーク支援

47都道府県に広がる店舗網や7万社以上のお客さまとのリレーションを活かして、中小企業間の連携をサポートします。

02.

組合支援

組合運営のフォローや補助金等の情報提供、ご融資まで、中小企業組合の活動を情報と金融で継続的にサポートします。

03.

海外展開支援

海外拠点や現地の政府機関、提携金融機関とのネットワークを活かして、中小企業の海外進出を継続的にサポートします。

秋田支店 018(833)8531 〒010-0001 秋田市中通2-4-19



秋田県中小企業団体中央会団体扱
「オーナーズプラン」のご案内

BESTパートナー
大樹生命

Owner's
Plan



- 事業保全資金
- 事業承継・相続
- 就業不能
- 役員の退職慰労金・弔慰金
- 従業員の退職金・弔慰金

限りない繁栄のために…

リスクマネジメントは万全ですか？

※一部対象とならない商品・契約がございますので、
詳細は下記までお問い合わせください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 秋田支社

〒010-0001 秋田県秋田市中通2-3-8
秋田アトリオンビル10F
TEL:018-801-1645
<https://www.taiju-life.co.jp/>

秋田営業部 TEL:018-801-1626
本荘支所 TEL:0184-23-2950
能代支所 TEL:0185-52-5351

大館営業部 TEL:0186-49-2459
大曲営業部 TEL:0187-62-1337
湯沢支所 TEL:0183-72-3230

B-2020-5002 (2020.4)
使用期限 2021.3.31

2021
3
Mar

中小企業あきた

令和3年3月1日発行 (毎月1日発行) 第730号

発行/秋田県中小企業団体中央会 〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47 ☎018-863-8701 FAX 018-865-1009

印刷/秋田活版印刷(株)

定価280円